

令和3年兵庫県立大学大学院情報科学研究科規程第8号  
兵庫県立大学大学院情報科学研究科自己評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学自己評価委員会規程（平成25年兵庫県立大学規程第7号）第8条第3項の規定に基づき、情報科学研究科自己評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、情報科学研究科の教育、研究、社会貢献活動及び管理運営等における自己評価に関して、次の各号に掲げる事項を審議し、実施する。

- (1) 情報科学研究科の内部質保証に関する方針と体制。
- (2) その他情報科学研究科の内部質保証のために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 情報科学研究科長（以下「研究科長」という。）
- (2) 情報科学研究科の入試委員、入試制度委員、教務委員、学生生活委員から選出された者各1名
- (3) 情報科学研究科の教授、准教授から研究科長が指名する者 1名以上

(任期)

第4条 前条第2号に定める委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、研究科長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月15日改正)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。